

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係1

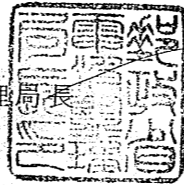
メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43707">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43707</a>

アメリカ局長  
次官  
北米一課長

郵波法第108号  
昭和48年7月12日

外務省アメリカ局長 殿

郵政省電波監理局長



沖縄におけるヴォイス・オヴ・アメリカ中継局  
について

要項	
首長	局長
総務	総務課
沖波	沖波課
科学	科学課
航空	航空課
渉米	渉米課
カナ	カナ課
連絡	連絡課
庶務	庶務課

沖縄におけるヴォイス・オヴ・アメリカ中継局につま  
 ては、「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリ  
 合衆国との間の協定」第8条において、「日本国政府は、  
 メリカ合衆国政府が、両政府の間に締結される取極に従  
 、この協定の効力発生の日から5年の期間にわたり、沖  
 縄島におけるヴォイス・オヴ・アメリカ中継局の運営を継  
 続することに同意する。両政府は、この協定の効力発生の  
 から2年後に沖縄島におけるヴォイス・オヴ・アメリカ  
 の将来の運営について協議に入る。」と規定されています。  
 前記中継局の早期撤去を求める声が従来からあることに

うそ  
→  
怪現簿

もかんがみて、前記協定の効力発生の日から2年後に開始  
される本件中継局の将来の運営についての両政府間の協議  
が円滑に行なわれ、早期撤去が実現するよう準備を進める  
ことが望ましいと考えますので、貴官の格段のご配慮をお  
願いたします。



郵 政 省

郵 政 省

写

外務省

米北/第112号

昭和48年7月16日

郵政省電波監理局長 殿

外務省アメリカ局長

沖縄におけるヴォイス・オブ・  
アメリカ中継局について(回答)

沖縄におけるヴォイス・オブ・アメリカ中継  
局に関する7月12日付貴信郵波法第108号  
に関し、

前記中継局の将来の運営についての日米両国  
政府間の協議は、「琉球諸島及び大東諸島に関  
する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」上、  
右協定の効力発生の日から2年後に開始される  
ことが予定されています。

当方としては、冒頭貴信の御趣旨をふまえ、

外務省

右協議が円滑に行なわれるよう通常の外交チャ  
ネルを通じて本件に関連する米側の動きの把握  
に努め、あわせて日本国内における本件に対す  
る関心を米側に伝えつつ、準備を進めてゆきた  
いと思料します。

外務省電信案 (分類)

機密表示 (機密・秘の未印) 暗 平 総第 0328 246-02/芳  
 第 782 号 昭和 49 年 3 月 28 日 19 時 42 分  
 大至急・(至急)・普通・LTF 発電係 中川

大臣 大臣秘書官  
 事務次官  
 外務審議官  
 外務審議官  
 官房長  
 主管 米北  
 米北局長  
 下参事官  
 北米第一課 本田 2467  
 主管局部課(室)名  
 起案 昭和 49 年 3 月 28 日  
 起案者 電話番号

協議先 情報文化局長 条約局長  
 官房総務参事官 報道課長 条約課長

在 米 臨時代理大使 代理 外務大臣 發  
 總領事 代理

電 在 大使 臨時代理大使 代理 外務大臣 發  
 總領事 代理

件名 沖縄VOA中継局の運営に関する日米予備協議

28日、沖縄返還協定上5月に予定  
 される沖縄VOA中継局の将来の運営に  
 関する日米政府間協議を備えて、米側と  
 予備協議を行なうこと、概要決りとおす。  
 (出席者、日本側、外務省アメリカ局深田参事官他)

漢

字  
 済

郵政省、松次電波管理局法規課長他。  
 米側、シュミツ在京米大参事官他)

1. 基本的立場

(1) 当方、本件に対する国内の関心が高く、  
 沖縄返還以来の国会論議要点を中心として  
 説明して、日本側としては、沖縄返還協定  
 によって5年以内の可及的速やかな  
 沖縄のVOA中継局の撤去されること  
 強く希望し、従って5月の本交渉の際に  
 米側の中継局撤去の見通しを明確化  
 することを望ま<sup>れ</sup>ば旨強調した。

先方、本件中継局に対する米側  
 の基本的立場は、沖縄返還交渉  
 当時と変わっていない。VOAの

RADIO FREE EUROPE & RADIO LIBERTY

(A) 如く冷戦下の宣伝の意味は全くなく

活動は議会において十分支持

を得て、国際的緊張緩和の

傾向もVOAの重要性をさらに低下

させている。本年度USIS全体の

予算は30%削減されたにもかかわらず

VOAの予算はさらに削減された

事実上議会のVOAの活動を支持

している証左である。5月の本交渉

において予想される半側の立場は、

沖縄返還協定第8条の文言通り

であると述べている。

(2) 先方の協定上定められた5年の

存続期間以降も(1)本件中継局

を存続せざるを得ない(その場合)

場合、必要を法制手続による

日本国内において生じ得る政治

問題については、原則として、当方は、

本側が基本的立場はあくまでも

前記(1)のとおりである(1) <sup>万</sup>

本件中継局の協定上の存続期間

を越えて存続せざるを得ない(その

場合)は、<sup>沖縄返還協定第8条の文言通り</sup> 手続的には新長年条約

を必要とし、また政治的には、

(1) 本件中継局の存在が自体的に政治

的存在であると認められること、(2) とも

とも <sup>日本領土内</sup> 本土の一部たる沖縄は、外国

の放送局が存在することは自体不自然

な(1) 国内的にJUSTIFYL難(1) (1) <sup>万</sup>

でないと認められること、(2) 本件中継

日米間で未解決の問題の<sup>1/17</sup>UIC  
 として提えられてくること等の理由  
 かつ、5年間の期間を計之し存続  
 を認めることは<sup>事実上不可能</sup>種々困難である  
 旨説明した。

② 予算措置 <sup>USIA</sup>  
<sup>先方</sup> 本件移転費用は、<sup>12月</sup>昨年度議会

16月 <sup>16月</sup> 1974年度予算に計上し議会の承認を求む  
 ことと理由で(承認されず)に  
 本年度も USIAは同様の理由  
 議会承認を期待して居るが、  
 USIAは1975年度予算(12月)  
 本件移転費用を計上し、  
 説明した。

③ 5月の本交渉  
 当方、本交渉は5月前半、K)

ハイレベル(長とは、アメリカ局長、  
 郵政省) 電線管理局長が出席)で行なうこと  
 を考えていると述べたのに対し、  
 先方、半側(これは本交渉の時期  
 かつ、5月才2週を、主出席者  
 とは、ジュース公使を考慮して  
 と述べた。

④ 本件予備協議の再開を対して  
 応答するは別電(とあり)  
 本件予備協議は、積極的に発表  
 することなく、<sup>12月/70以上</sup> 質問された場合は、協議の  
 内容が示されることなく、<sup>予備協議</sup> 開催の事実のみを  
 発表すること、<sup>2062</sup> 米側と合意した。  
 (本方としては別電(とあり) ~~本方~~  
 の応答)を考慮して。(3)